

リスクマネジメント講座資料・知識編（2026年度版）

一般社団法人 心身統一合気道会

◎本会のミッション

心身統一合気道を通じて氣を出すことにより、その人が本来保有する能力を最大限に引き出すことで、誰もが生き生きと活躍する社会を実現する。

◎基本理念

「道」に上下関係はない。先に歩みを進めている者、これから歩みを進める者がお互いに敬意を以て接し、同じ道を共に歩んでいく。

◎ビジョン

あらゆる分野において、必要としている人が学ぶことが出来る環境を整え、世界に心身統一合気道を広める。

◎行動指針

心身統一合気道の五原則

- 一、氣が出ている
- 二、相手の心を知る
- 三、相手の氣を尊ぶ
- 四、相手の立場に立つ
- 五、率先窮行

*本会の「リスクマネジメント」について

現在はあらゆる分野において、「リスクマネジメント（損失などの回避または低減をはかるプロセス）」と「コンプライアンス（法令遵守）」の徹底が厳しく求められています。これは本会の活動のように、善意やボランティア精神に基づくものであっても、規模の大小、有償無償に関わらず「必須」のものです。

特に本会の活動においては「生命を守ること」が最優先事項です。また、「相手の尊厳を守ること」が欠如しているとトラブルのもととなり、本会の関係する人たちにとっての大きなダメージとなります。

本資料の最低限必要なリスクマネジメントの知識を踏まえ、本会の各規約を遵守して、活動を行ってください（ご不明の点などは本部事務局にお問い合わせください）。

1）知識の習得

- ・本リスクマネジメント講座（オンデマンド教材含む）
- ・事故報告の共有→全国の道場教室での事例を共有し事故防止に活用

2）リスク管理

- ・ 初期対応マニュアルの整備、普通救命講習の再受講（3年毎）、スポーツ安全保険の加入
- ・ 危険予知のトレーニング→実例に基づき稽古におけるリスク回避を行う訓練（参照：実践編）
- ・ 受身の習熟

3) 危機管理

- ・ 一次救命措置の訓練
- ・ 初期対応マニュアルに基づく対応の訓練

4) その他

＊本会の指導資格者が受講する必要がある講習・講座について

「指導者講習」「指導者稽古」「オンライン特別講座」→統一道と合気道の指導法を学ぶ。

「リスクマネジメント講座」→活動中のリスクの軽減を図り、特に「生命を守ること」を学ぶ。

「ハラスメント防止トレーニング」→相手の尊厳を守ることを学ぶ。

「普通救命講習」→万が一の事態に備え、一次救命措置の実技を学ぶ（3年毎受講、次回2027年度）。

1、人が大事、相手が「氣が出る」ように

・道場とは「氣が出る“場”」

道場ではお互いに氣が出ることを行い、氣が滞ることは行いません。関係するすべてのみなさんが「氣が出る」ように活動（稽古、指導、運営）をしましょう。本会の活動は、社会の中での活動であり、道場内だけで通用する独善的な理屈などはありません。みなさんが気持ち良く稽古できる場にしましょう。

・指導とは「相手ができるようになるまで導くこと」

指導者は萬有愛護の心で、相手ができるようになるまで導くのが役割です。安心・安全に稽古をすることで、毎回何かを得ていただき、次回もまた稽古に来たくなるようにしましょう。

・健全な人間関係

指導させていただく指導者、学びにいらっしゃる会員、またその関係者などが互いに敬意をもって接し、互いに磨き合う、信頼関係に基づいた「健全な人間関係」において活動しましょう。

指導者や先輩は、会員や後輩より同じ「道」を先に歩み始めている人です。上下関係ではありません。

・指導者としての活動

指導者は「所属する道場教室で、本会の会員に、心身統一合氣道を指導する」ことのみができます。自主稽古（指導者が安全管理もする稽古会などの道場教室の活動なら可）、会員以外への指導（入会希望者の見学・体験は除く）、心身統一合氣道ではない武道や健康法などの稽古中の指導（いわゆる「混ぜるな危険」）は、本会の各規約やリスクマネジメント上できません。

また、心身統一合氣道は「指導者個人のものではなく、公のもの」です。指導者の活動は個人の活動ですが、世の中から見れば「“心身統一合氣道の指導者”としての活動、言動」です。これに基づく「指導者としてのあるべき姿（言葉遣い・態度・マナー・社会常識・人との接し方など）」は自ずと定まります。指導者の言動が教えの内容と一致しないときに「言っていることとやっていることが違う」という批判が生じます。

・本会の目的外の活動の禁止

本会は心身統一合氣道の普及と社会貢献を目的に設立された団体であり、いかなる政治・思想・宗教・販売活動、および反社会的勢力とも関係ありません。本会の活動においてこれらを行うことは重大な規約違反であり、改善されない場合は指導資格の剥奪、道場・教室の活動停止など、厳しい処分が科されます。

2. 命を守ること

・会員みなさんの命を守るのは私たち指導者自身です。

万が一の場合、勇気をもって、一次救命措置を行い、速やかに適切な医療を受けられるようしましょう。

- ・それに備え、日頃にはリスクマネジメント、一次救命措置、安心・安全な稽古、受身の習熟などを行いましょう。

- ・下記には特に注意が必要です。いずれも死亡事故や、高度な後遺障害になり得るものです。

＜脳震盪＞→畳に頭を打つ、他の人とぶつかって頭部を打つ、セカンドインパクト症候群など

＜心臓震盪＞→畳に胸を打つ、胸を突かれるなど

＜熱中症＞→会場が高温や多湿など（季節や運動量に限らずに可能性がある）

- ・また、合気道に特有の怪我や障害などにも配慮が必要です。

- ・その他、子ども、女性、中高年期などに特有の怪我や障害などにも配慮が必要です。

3. 指導者の安全配慮義務

- ・指導者には「安全配慮義務」がある

会員が安心・安全に稽古できるように環境を整え、指導することが求められています。指導者は①指導者講習/指導者稽古/オンライン特別講習、②ハラスメント防止トレーニング、③リスクマネジメント講座、④普通救命講習（3年毎に受講）で定期的に学び、安全配慮義務を果たすことが求められます。

指導者が安全配慮義務を怠って事故や怪我が生じた場合、実態に基づいて指導者が責任（民事的・刑事的・道義的など）を問われます。さらに、当該道場・教室、もしくは本会が責任を問われる可能性もあります。

- ・「怪我過ちなく稽古をすること」を指導者は心に決めて指導、稽古をします

稽古では安全が第一です。稽古で事故や怪我（骨折、捻挫、打撲、アザができるなど）が生じるのは指導方法や安全管理に不足があるからです。稽古に参加する全員が、投げ、受け共に氣が出ている状態を保持し、危険を察知して瞬時に対応出来るように稽古していることが求められま

す。

- ・最も重要な訓練が「受身」です。受身の目的は「自分の身を守る」ことです

稽古をする上での努力を会員に求めると共に、指導者の配慮として、会員のレベルに合わせて段階的に安全に受身が取れるように指導した上で、受身の習熟に合わせた技の指導を行う必要があります。

- ・普段に予兆（ヒヤリ・ハット）を見逃さずに先手を打った対応が重要

リスクマネジメントには「準備と想像」が必要です。「まあ、いいや」「この位大丈夫だろう」と思うところに将来大きな事故・怪我につながるような危険が潜んでいます。何らかの予兆（サイン）を感じたら、速やかに対応しましょう。

＊参考資料：「安全配慮義務」

1) 予測できる危険の排除をする

2) 注意義務を守る

①予見義務…事故・怪我の発生を予測する

②回避義務…予見に基づき回避（対策）する

③保護監督義務…会員の健康状態・精神状態や技の習熟度を把握した適切な指導

④保護者への通知義務…保護者への事故・怪我の状況説明と対応措置の要請

4. リスク管理（事故・怪我の予防）

- ・リスク管理については、指導者の気配りが重要

「会員の健康状態・精神状態の把握」「準備運動の徹底」「受身の習得」「投げ受けの方向」

「人数が多いときの配慮」「有段者が持つ役割」「気を切らせない指導」「習熟度による指導」

「施設の安全確認」「施設外での自主稽古の禁止」「稽古の中止・休止の判断」など、様々な気配りにより事故や怪我を防ぐことができます。

＊参考資料：「リスク」

1) 指導者のリスク…指導者としての認識不足、知識不足、注意不足、指導時の配慮不足、ハラスメントなど

2) 環境のリスク…稽古環境（暑熱、厳寒対策）、近隣対策（号令による苦情など）など

3) 施設・設備・用具のリスク…施設、設備（畳やマット他、施設に付属するもの）、

用具（剣・杖・短刀など、ホワイトボードなどの備品）な

ど

4) 人間のリスク…稽古当日の健康状態・精神状態、持病、感染症、ハラスメント、

ストーカー行為など

5) 自然災害などのリスク…地震、台風、暴風雨、竜巻、津波など

6) 人的災害のリスク…火災、不審者侵入など

7) 情報のリスク…個人情報漏洩、著作権侵害、名誉毀損など

8) その他

・外部施設での稽古の場合

普段と異なる会場での稽古の場合は、あらためて上記のリスク管理が必要です。事前に会場の安全の確認、参加者の確認、稽古内容の確認、それらに対する適切な事故や怪我の予防、万が一の際の対応策など、周到的準備が必要です。

また、安全管理上、「自主稽古は禁止」にしています。道場教室の活動として（例：昇級審査

項目の稽古会など）、適切な指導者が指導（見守り）しての稽古は可能です。

なお、宿泊を伴う講習（合宿等）は、高度なリスク管理・危機管理が必須です。企画段階より、事前に本部事務局にご相談ください。本部には長年の知見がありますので、サポートさせていただきます。

5. 危機管理（事故・怪我の対応、一次救命処置）

・事故・怪我が発生した場合は「人命救助を第一」とする

必要があれば迷わず救急車を要請しましょう。会員の生命を守るのが最優先事項です。

総務省消防庁の令和6年度データでは、救急車の現場到着所要時間は全国平均で約9.8分（前年度10.0分）、病院収容所要時間は44.6分（前年度45.6分）です。

万が一の事態の際には、適切な医療を受けるまで、目の前の方の命を守れるのは私たちです。勇気を持って、命を守るために一次救命措置を行いましょう。

また、被害が拡大しないよう最小限に抑える努力を行うと共に、道場・教室ならびに本会の社会的信用が失われないように対処し、速やかに通常の状態（日常の活動状態）に回復出来るように努めなければなりません。

・最も重要なのは「一次救命処置（BLS：Basic Life Support）」

指導者全員が、一次救命措置ができるように、万が一に備え、繰り返し訓練しましょう。

また有段者、大人クラス会員（成人）、子どもクラス保護者などにもご協力をいただき、複数の方が一次救命措置を実施できるようにしてください。

・稽古時には「初期対応マニュアル」を必ず常備する

一次救命措置の手順・AEDの場所・救急外来病院・避難経路・責任者連絡先など、緊急時に必要なことを本会所定の「初期対応マニュアル」に記載し、稽古時にはこれを常備してください。

緊急時に記憶は頼りになりません。必要事項の記載された「初期対応マニュアル」に従い、一

次救命措置を行い、救急車の要請などを行いましょう。

また、必要に応じて、道場教室責任者から指導者・有段者・大人クラス会員（成人）・子どもクラス保護者などに共有し、定期的にこれに基づいた訓練をしてください。

なお、「初期対応マニュアル」は作成時・変更時に本部事務局に届け出る必要があります。

- ・「すぐに病院に行った方がよいか」や「救急車を呼ぶべきか」などを迷った時、ためらわれた時は、
＜#7119＞に電話をしてみましょう。

※事前に#7119の実施エリアをご確認ください（地域によっては別の電話番号の場合もあります）。

参考：総務省消防庁の救急安心センター事業（#7119）

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate007.html>

- ・指導者はリスクマネジメントに関して学ぶ

定期的に、巻末の「リスクマネジメントに関する資料」を精読、教材動画：総務省消防庁の「一般市民向け応急手当 WEB 講習 普通救命講習編」の視聴、「普通救命講習の再受講（3年ごと）」を行うなどし、道場・教室での活動をしてください。

本会では消防署等が開催する「普通救命講習」の受講を指導者に義務づけています（医療従事者・警察官・消防署員等を職業とする方を除く）。指導員の新規任命を受ける方は事前に同講習の受講が必要です。

※2024年度より「3年毎に再受講」をお願いしています（次回は2027年度に再受講）。

6. スポーツ安全保険の加入

- ・本会では、会員が安心して活動出来るように「スポーツ安全保険」（または同等の保険：傷害保険・賠償責任保険の補償がある）に加入することを義務付けています。

保険の補償には条件があります。必ずスポーツ保険のあらましなどを精読し、よく理解を

してください。

なお、保険の活用は個人の判断ですが、本会の活動中のケガの場合などは、スポーツ安全保険の活用を道場教室責任者より必ずお勧めください。

7. 事故報告について

- ・道場教室での活動中に事故やケガが起きた場合は、本部事務局に報告をしてください。

道場・教室からご報告をいただくことで、必要に応じて、本会からの適切なサポートをします。

また、同様の事態が起きないように、リスク管理の知見を全国の指導者に共有できます。ご協力をお願いいたします（会員や道場・教室のプライバシーは守られます）。

※通院での治療を伴うもの以上は、「事故報告フォーム」から必ずご報告ください。

8. 熱中症予防について

- ・熱中症は放置すると、**高度機能障害**や死にいたる緊急事態です。
- ・熱中症は夏季に限らず、季節に関わりなく起き得ます。
- ・地域の「熱中症警戒アラート」や、道場・教室の「暑さ指数（WBGT）」に注意しましょう。

身の回りの暑さ指数（**自身の感覚ではなく、WBGT計を用いて客観的に測定**）に応じて、**会場のエアコン等の有無に関わらず、稽古内容への配慮はもちろん、稽古の休止・中止・延期を適切に判断**してください。

- ・稽古の際には、「経口補水液」「瞬間冷却パック（叩いて冷える保冷剤）」「塩アメ」「**WBGT計**」などの準備をしましょう。特にエアコンが無い会場などでは、「**大型ファン**」等で**空気の流れを作るように**しましょう。

稽古中は良く目を配り、様子がおかしくないか、具合が悪くなっていないかを確認しましょう。

本人の申し出を待たずに、指導者が兆候を見逃さないように、積極的に声がけをするようにしましょう。

- ・様子がおかしい場合は、応急措置として、誰かが付き添った上で、涼しいところで休ませる、道着をゆるめる、瞬間冷却剤で体を冷やす、経口補水液を補給するなどが必要です。
- ・熱中症の恐れがある場合は、ためらわずに救急車の要請を行い、意識が無く普段の呼吸が無い場合には一次救命措置を行ってください。

<https://members.shinshintoitatsuaikido.org/>指導者 ml-268-＜重要＞「熱中症予防の対策」について/4891/

9. 女性会員やシニア会員が安全・安心に稽古できる配慮について

- ・女性会員には体格や体調など、男性会員と異なる面があります。

男性会員が力任せな稽古（力一杯に掛かっていく、強い負荷を掛けるなど）をするのは、稽古年数や段級に関わらず、怪我や事故の原因になり、かつ非常にストレスがあります。強く持っただけでも痛みがあり、アザができたりします。

また、男性会員が女性会員触れる場合、セクハラと捉えられることは論外ですが、男性にとっては無頓着でも女性にとってはデリケートに感じられる部位や触れ方、接し方があります。特に気圧法クラスでは十分に注意が必要です。

稽古の際には、注意喚起だけではなく、稽古内容によっては男女を分けた組み合わせにするなどの配慮が必要です。

これらが元で、せっかく稽古を始めても、継続する意欲がおちます。女性会員にとって安心・安全にできるよう、稽古内容や組み合わせにも配慮が必要です。

- ・シニア会員には、加齢による骨粗しょう症、筋力低下、バランス感覚の衰えなどが原因となる怪我の危険があります。

特に大腿骨や背骨の骨折は寝たきりや要介護状態につながる危険性が高く、気がつかないうちに圧迫骨折をしている可能性もあり、道場・教室での稽古の際には特段の注意が重要です。

長年稽古をしていても、シニア会員には加齢による変化があります。稽古内容と共に、安全管理上の理由（怪我の防止、稽古を長く続けていただくなど）から、受身の回数を減らす、または受身はとらない（この点については該当会員との前向きな対話が必要です）などの配慮も必要です。

稽古中は十分な休憩も行い、稽古後は道場・教室から無事に帰宅いただけるように配慮が必要です。

- ・シニア会員の稽古相手や組み合わせに注意が必要です。

シニア会員の稽古相手は稽古年数や段級に関わらず、「相手がシニアであることに配慮」ができる方が望ましいです。

例：急激な変化を伴う動作、大きな負荷をかける、同じ姿勢が続くなどは、怪我の元です。

例：聞こえにくい、すぐに言葉が出ないなど、コミュニケーション上も配慮が必要です。

10. 子どもや未成年の会員への配慮、保護者への周知

- ・子どもや未成年の会員には、荒天や災害、また交通事故、わいせつ事案、誘拐、盗難などの犯罪に巻き込まれることがないように、特段の注意が必要です。

- ・稽古の際の「稽古スペース」と、「稽古スペース以外」での子どもや未成年者の見守りについて

指導者は稽古スペースでの安全配慮は必須です→「予見義務」「回避義務」「保護監督義務」「保護者への通知義務」など。

一方で、特に公共施設やビル内など、稽古スペース以外の場所や、稽古時間外は指導者見守ることができません。稽古の際の稽古スペース以外については、保護者に見守りをお願いし、指導者は稽古指導に専念できるようにしましょう（例：自宅との往復中、建物入口から稽古スペースまで、稽古途中での入室・退室、体育館などの会場での更衣室やトイレ使用など）

・道場・教室への往復など、保護者の送迎があるか、自力での安全な往復ができるかについて

上記の通り、稽古スペース以外では指導者は見守りができません。夜間だけでなく日中でも、保護者の引率で、子どものみで自転車や徒歩でなど、安全に自宅から道場・教室に行き帰りできるように保護者に周知しましょう。

また荒天時や災害時の引き渡し、避難場所などについて、事前の周知が必要です。

・不審者が侵入した場合の対応

子ども会員の安全確保が最優先です。不審者と子ども会員の間に入る、子ども会員を逃がすなどと共に、指導者自身の安全確保も行いましょう。

そもそも安全上、会場には不特定多数が入れないようにして、見学や体験受講等は事前申込制にする、会員家族以外の方には、受付票（氏名・住所・連絡先などを記載）を用意するなどの検討が必要です。

・保護者の許可なく写真や動画の撮影をしていないか

プライバシー保護の観点から、「保護者の許可なく撮影はしない・させないこと」が必要です。

例：道場教室のSNS用やHP用の画像、自分の子どもの撮影に他の子どもが写る、子ども同士での撮影など

11. 「ハラスメントの撲滅」が本会の最優先事項です。

・ハラスメントとは

一般に「他者に対する言動が（本人の意図には関係なく）相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること」とされています。いかなる理由から、相手の尊厳を傷つけてはいけません。本会はハラスメント行為を撲滅します。

・相手に敬意をもって接する

広く解釈すれば「相手が嫌だと感じたらハラスメントになる可能性がある」ということです。したがって、その言動がハラスメントになるかどうかは相手の感じ方次第です。いかなる相手に対しても、敬意をもって接し、ハラスメントとならないように細心の注意が必要です。セクハラ（異性間で、同性間で、子供に対してなど）、LGBTQ+に関すること、パワーハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメント、アルコールハラスメント、いじめ、イジリなど、いかなるハラスメント行為も許されません。

道場・教室において、指導者と会員間で、会員同士でなど、ハラスメントもしくはハラスメントと誤解されることが生じないように責任者と指導者は最大限の配慮をする必要があります。

・相手のプライバシーに踏み込まない

道場教室での稽古は和気藹々に、また仲良くやっても、人によって人間関係の間合いは異なります。指導者や会員が、相手のプライバシー（年齢、健康状態、住まい、仕事や学校、家族関係、未婚既婚、人生観など）に踏み込むのは不快な場合があります。またお互いが良くても、他の方にとって不快な場合もあります。

道場教室で稽古をする仲間としての健全な関係を保ちましょう。

12. 道場・教室のSNSやHPなどのインターネット上の発信について

・道場・教室の活動は本会の「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき行いましょう。

インターネットを用いた情報発信は、道場・教室の活動を地域の皆様に周知するには大切なメ

ディアです。道場・教室のホームページだけではなく、各種SNSも用いた配信も有効です。

その際は、不特定多数への配信（新規会員募集など）か、道場・教室所属会員のみへの配信（イベント報告や稽古内容など）かなど、対象や目的に応じた内容か、道場教室の公式メディアとして適切かを責任者が精査して配信する必要があります。

そもそもフォロワー数が増えても、入会者数・会員数が増えるとは限りません（いわゆるアンチを作り、ネガティブキャンペーンの材料になる、など）。フォロワー数の大小ではなく、必要な情報が届くように工夫が必要です。

また、セリフや用語にも注意が必要です。道場・教室の公式な発信であることをお忘れなく。一旦、アップすると削除できない場合があります（削除前に拡散されるなど）。

・会員のプライバシー保護には最大限の配慮が必要です。

写真や動画に映る場合は、ご本人（子どもや未成年者の場合は保護者）の承諾を得てからアップしましょう。特に個人が特定できるものの掲載は望ましくありません。

また道場教室からの連絡用などの「公式SNS」以外への加入を求めることは、プライバシー保護の観点からも望ましくありません。

1.3. コンプライアンス（法令遵守）の徹底

・本会は刑事・行政規制・民事上の法令や、倫理的・社会的規範の尊重・遵守、すなわちコンプライアンスを重視して活動しています。

・「コンプライアンス 通報・相談窓口」について

本会では2016年4月より本部事務局に「コンプライアンス 通報・相談窓口」を設けています。

これは道場教室において不適切な指導や活動、ハラスメントなどが発見された場合に、会員が道場・教室責任者を通さずに本部事務局に直接連絡を出来る窓口です。

通報・相談があった場合、本部事務局は事実関係を調査した上で問題の解決をはかります。なお、通報者・相談者の個人情報保護され、立場が悪くなることのないように守られます。

・風通しの良い道場教室に

「コンプライアンス 通報・相談窓口」については、所属の指導者や会員への周知をしてください。また、いわゆる風通しの良い状態にしていると、そもそも健全な活動になります。様々な考えの方が集まることで多様性がある道場教室となり、良いコミュニティになります。

ミスコミュニケーションなどの場合も、トラブルと捉えずに、良くなるための課題として捉え、健全なコミュニティになるようにして参りましょう。

「コンプライアンス 通報・相談窓口」は、みなさんに気持ちよく活動いただくための窓口です。

1 4、大規模災害などの発生の場合の対応

- ・災害発生時は、まずは人命救助・安全確保が最優先事項です。
- ・道場教室の地域について「ハザードマップ」を確認し、身の回りの災害リスクを調べる
- ・大規模災害や荒天、交通障害などが発生した場合の対応について決めておく
- ・特に子ども会員や未成年者は無事に保護者に引き渡せるように事前準備が必要です。

会員・保護者と対応について事前に情報共有をしておきましょう。また、会員と共に、指導者自身も無事に避難できるように準備が必要です。

例：大規模災害の場合→避難先や避難経路の確認、道場教室にて待機の場合など

避難袋や食料・水などの準備など

例：荒天（大雨警報の発令など）の場合→稽古の中止の規定、道場教室にて待機の場合など

1 5、大規模災害などの発生後の「BCP（事業継続計画）」について

- ・災害後、学びの機会の早期復旧のため、どのように道場教室の活動を再開できるかなど、いわゆる「BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）」を策定しましょう。

災害等の発生時の対応から、道場教室の継続的な運営のための計画を事前に検討しておきましょう。

例：いつまで稽古を休止するか、再開の目処、再開時の会場（同じ／別会場、当面はオンラインで補う、など）、稽古日時（全部/一部再開、当面の稽古日時、など）、正常化の目処、など

例：月会費の取り扱い、休会時の対応、など

- ・過去の大規模災害時の事例など、必要に応じて、本部事務局にご相談ください。

＊参考資料

- 1) 「スポーツリスクマネジメントの実践」 (公財)日本スポーツ協会・(公財)スポーツ安全協会
<https://www.japan-sports.or.jp/local/news/tabid878.html?itemid=4568>
- 2) 「職場におけるハラスメント防止のために」 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
- 3) 「マンガで学ぶ スポーツコンプライアンス」(公財)日本財団パラリンピックサポートセンター
<https://www.parasapo.tokyo/topics/1860>
- 4) (公財)日本スポーツ協会ホームページ
<http://www.japan-sports.or.jp>
- 5) (公財)スポーツ安全協会ホームページ
<http://www.sportsanzen.org>
- 6) 「ハザードマップポータルサイト」国土交通省
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- 7) 総務省消防庁「令和7年版 救急救助の現況」

<https://www.fdma.go.jp/publication/rescue/post-7.html>

8) 厚生労働省「熱中症予防のための情報資料サイト」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

教材動画：総務省消防庁「一般市民向け応急手当 WEB 講習 普通救命講習編」

[応急手当 WEB 講習 \(fdma.go.jp\)](https://www.fdma.go.jp)

以上